

議案第57号

鳥取県地方農林振興局及び農業改良普及所の設置等に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県地方農林振興局及び農業改良普及所の設置等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成17年2月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県地方農林振興局及び農業改良普及所の設置等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 鳥取県地方農林振興局及び農業改良普及所の設置等に関する条例（昭和36年鳥取県条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条（以下この条において「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(目的) <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第156条第1項及び農業改良助長法（昭和23年法律第165号）<u>第12条第1項</u>の規定に基づき、地方農林振興局の設置に関する事項並びに<u>普及指導センター</u>の名称、位置及び管轄区域について定めることを目的とする。</p>	(目的) <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第156条第1項及び農業改良助長法（昭和23年法律第165号）<u>第14条第6第3項</u>の規定に基づき、地方農林振興局の設置に関する事項並びに<u>地域農業改良普及センター</u>の名称、位置及び管轄区域について定めることを目的とする。</p>
(普及指導センターの設置) <p><u>第4条 農業改良助長法第12条第2項</u>に規定する事務を所掌させ るため、同条第1項に規定する普及指導センターを設置する。</p>	

(普及指導センターの名称、位置及び管轄区域)

第5条 農業改良助長法第12条第1項に規定する普及指導センターの名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	管 轄 区 域
略		
鳥取県中部総合事務所農林局倉吉農業改良普及所	倉吉市	倉吉市、東伯郡三朝町及び同郡湯梨浜町
鳥取県中部総合事務所農林局東伯農業改良普及所	東伯郡琴浦町	東伯郡北条町、同郡大栄町及び同郡琴浦町
鳥取県西部総合事務所農林局米子農業改良普及所	米子市	米子市、境港市、西伯郡日吉津村、同郡南部町及び同郡伯耆町
鳥取県西部総合事務所農林局大山農業改良普及所	西伯郡大山町	西伯郡大山町
略		

(地域農業改良普及センターの名称、位置及び管轄区域)

第4条 農業改良助長法第14条の6第1項に規定する地域農業改良普及センターの名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	管 轄 区 域
略		
鳥取県中部総合事務所農林局倉吉農業改良普及所	倉吉市	倉吉市、東伯郡三朝町、同郡北条町及び同郡湯梨浜町
鳥取県中部総合事務所農林局東伯農業改良普及所	東伯郡琴浦町	東伯郡大栄町及び同郡琴浦町
鳥取県西部総合事務所農林局米子農業改良普及所	米子市	米子市、境港市、西伯郡岸本町、同郡日吉津村及び同郡南部町
鳥取県西部総合事務所農林局西伯農業改良普及所	西伯郡大山町	西伯郡大山町
略		

(委任)

第6条 略

附 則

(施行期日)

1 略

(鳥取市と岩美郡国府町及び同郡福部村、八頭郡河原町、同郡用瀬町及び同郡佐治村並びに気高郡気高町、同郡鹿野町及び同郡青谷町の合併に伴う地方農林振興局の名称、位置及び管轄区域の特例)

2 平成16年11月1日から当分の間、第3条の適用については、同条の規定にかかわらず、鳥取県鳥取地方農林振興局及び鳥取県八頭地方農林振興局の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。この場合において、「旧」をつけた町村の名称及びそれらの区域は、平成16年10月31日におけるものを示す（次項において同じ。）。

名 称	位 置	管 轄 区 域
鳥取県鳥取地方農林 振興局	鳥取市	鳥取市（旧八頭郡河原町、旧八頭郡用瀬町及

(委任)

第5条 略

附 則

(施行期日)

1 略

(鳥取市と岩美郡国府町及び同郡福部村、八頭郡河原町、同郡用瀬町及び同郡佐治村並びに気高郡気高町、同郡鹿野町及び同郡青谷町の合併に伴う地方農林振興局の名称、位置及び管轄区域の特例)

2 平成16年11月1日から平成17年3月31日までの間における第3条の適用については、同条の規定にかかわらず、鳥取県鳥取地方農林振興局及び鳥取県八頭地方農林振興局の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。この場合において、「旧」をつけた町村の名称及びそれらの区域は、平成16年10月31日におけるものを示す（次項において同じ。）。

名 称	位 置	管 轄 区 域
鳥取県鳥取地方農林 振興局	鳥取市	鳥取市（旧八頭郡河原町、旧八頭郡用瀬町及

		び旧八頭郡佐治村の区域を除く。) 及び岩美郡
鳥取県八頭地方農林振興局	八頭郡八頭町	鳥取市(旧八頭郡河原町、旧八頭郡用瀬町及び旧八頭郡佐治村の区域に限る。) 及び八頭郡

(鳥取市と岩美郡国府町及び同郡福部村、八頭郡河原町、同郡用瀬町及び同郡佐治村並びに気高郡気高町、同郡鹿野町及び同郡青谷町の合併に伴う普及指導センターの名称、位置及び管轄区域の特例)

3 平成16年11月1日から当分の間、第4条の適用については、同条の規定にかかわらず、鳥取県鳥取地方農林振興局鳥取農業改良普及所、鳥取県鳥取地方農林振興局気高農業改良普及所及び鳥取県八頭地方農林振興局八頭農業改良普及所の名称、位置及び管轄区域については、次のとおりとする。

名 称	位 置	管 轄 区 域
鳥取県鳥取地方農林	鳥取市	鳥取市(旧八頭郡河原

		び旧八頭郡佐治村の区域を除く。) 及び岩美郡
鳥取県八頭地方農林振興局	八頭郡八頭町	鳥取市(旧八頭郡河原町、旧八頭郡用瀬町及び旧八頭郡佐治村の区域に限る。) 及び八頭郡

(鳥取市と岩美郡国府町及び同郡福部村、八頭郡河原町、同郡用瀬町及び同郡佐治村並びに気高郡気高町、同郡鹿野町及び同郡青谷町の合併に伴う地域農業改良普及センターの名称、位置及び管轄区域の特例)

3 平成16年11月1日から平成17年3月31日までの間における第4条の適用については、同条の規定にかかわらず、鳥取県鳥取地方農林振興局鳥取農業改良普及所、鳥取県鳥取地方農林振興局気高農業改良普及所及び鳥取県八頭地方農林振興局八頭農業改良普及所の名称、位置及び管轄区域については、次のとおりとする。

名 称	位 置	管 轄 区 域
鳥取県鳥取地方農林	鳥取市	鳥取市(旧八頭郡河原

振興局鳥取農業改良普及所		町、旧八頭郡用瀬町、旧八頭郡佐治村、旧氣高郡氣高町、旧氣高郡鹿野町及び旧氣高郡青谷町の区域を除く。) 及び岩美郡	振興局鳥取農業改良普及所		町、旧八頭郡用瀬町、旧八頭郡佐治村、旧氣高郡氣高町、旧氣高郡鹿野町及び旧氣高郡青谷町の区域を除く。) 及び岩美郡	
鳥取県鳥取地方農林振興局氣高農業改良普及所	鳥取市	鳥取市(旧氣高郡氣高町、旧氣高郡鹿野町及び旧氣高郡青谷町の区域に限る。)	鳥取県鳥取地方農林振興局氣高農業改良普及所	鳥取市	鳥取市(旧氣高郡氣高町、旧氣高郡鹿野町及び旧氣高郡青谷町の区域に限る。)	
鳥取県八頭地方農林振興局八頭農業改良普及所	八頭郡八頭町	鳥取市(旧八頭郡河原町、旧八頭郡用瀬町及び旧八頭郡佐治村の区域に限る。) 及び八頭郡	鳥取県八頭地方農林振興局八頭農業改良普及所	八頭郡八頭町	鳥取市(旧八頭郡河原町、旧八頭郡用瀬町及び旧八頭郡佐治村の区域に限る。) 及び八頭郡	

第2条 鳥取県地方農林振興局及び農業改良普及所の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前																								
<p>(普及指導センターの名称、位置及び管轄区域)</p> <p>第5条 農業改良助長法第12条第1項に規定する普及指導センターの名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th><th>位 置</th><th>管 轄 区 域</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>鳥取県中部総合事務所農林局東伯農業改良普及所</td><td>東伯郡琴浦町</td><td>東伯郡琴浦町及び同郡北栄町</td></tr> <tr> <td>略</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	管 轄 区 域	略			鳥取県中部総合事務所農林局東伯農業改良普及所	東伯郡琴浦町	東伯郡琴浦町及び同郡北栄町	略			<p>(普及指導センターの名称、位置及び管轄区域)</p> <p>第5条 農業改良助長法第12条第1項に規定する普及指導センターの名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th><th>位 置</th><th>管 轄 区 域</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>鳥取県中部総合事務所農林局東伯農業改良普及所</td><td>東伯郡琴浦町</td><td>東伯郡北条町、同郡大栄町及び同郡琴浦町</td></tr> <tr> <td>略</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	管 轄 区 域	略			鳥取県中部総合事務所農林局東伯農業改良普及所	東伯郡琴浦町	東伯郡北条町、同郡大栄町及び同郡琴浦町	略		
名 称	位 置	管 轄 区 域																							
略																									
鳥取県中部総合事務所農林局東伯農業改良普及所	東伯郡琴浦町	東伯郡琴浦町及び同郡北栄町																							
略																									
名 称	位 置	管 轄 区 域																							
略																									
鳥取県中部総合事務所農林局東伯農業改良普及所	東伯郡琴浦町	東伯郡北条町、同郡大栄町及び同郡琴浦町																							
略																									

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年10月1日から施行する。